**北九州市地域クラブ「○○○○」会則**

**第１章　総則**

（名称）

第１条　このクラブは、「○○○○」（以下「クラブ」）という。

**第２章　目的**

（目的）

第２条　このクラブは、部活動のもつ教育的な意義を継承しつつ、子どもたちの志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会となることを目的とする。また、ただ単に、勝利だけを目的とするのではなく、スポーツ・文化芸術活動のもつ楽しさを感じ、自ら進んで生涯を通じてスポーツ・文化芸術活動に親しむ態度を育むことを目的とする。

**第３章　会員**

（会員）

第３条　このクラブは、○○○○（競技・種目名等）への参加を希望する、中学校1年生から中学校3年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。

（入会及び退会）

２　クラブへの入会は、入会者本人とその保護者の連名による同意書並びに誓約書の提出をもって行う。

３　クラブを退く場合は、速やかに本人及び保護者の連名で退会届を提出する。

**第４章　会費**

（会費）

第４条　このクラブの会費は、一人○○○○円／月とする。

２　会費の徴収日は、毎月○日とする。（月初めの活動日とする。）

３　大会の遠征費や備品等の購入について必要な際は、役員会に諮り、別途徴収する。

**第５章　役員**

（種類及び定数）

令和○年度のクラブ役員は以下の通りである。

（１）代表：○○ ○○

（２）副代表：○○ ○○

（３）会計：○○ ○○、○○ ○○

（４）事務局：○○ ○○、○○ ○○

（５）監事：○○ ○○、○○ ○○

第５条　クラブには次の役員を置く。

（１）代表１名

（２）副代表１名

（３）会計２名程度

（４）事務局２名程度

（５）監事２名程度

（役員の職務）

第６条

（１）代表はクラブの会務を総括し、クラブを代表する。

（２）副代表は代表を補佐し、代表に事故ある時はその職務を代理する。

（３）会計はクラブの会計事務を処理する。

（４）事務局はクラブの事務を処理する。

（５）監事はクラブの会務を監査する。

（任期）

第７条　役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

**第６章　会議**

（会議の種類）

第８条　本クラブに次の会議を置く。

（１）総会

（２）役員会

（総会）

第９条　総会はクラブ員・保護者全員の参加を原則とし、毎年○月に開催する。総会は次の事項を決議及び承認する。

（１）会則の改正

（２）事業計画及び収支予算に関する事項

（３）事業報告及び収支決算に関する事項

（４）役員及び監事の承認

（５）その他クラブの運営に関する事項

（総会の決議）

第１０条　総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

（役員会）

第１１条　役員会はクラブ役員全員の参加を原則とし、毎月１回開催する。役員会はクラブの活動内容に関する事項を協議及び承認する。

**第７章　会計**

（経費）

第１２条　クラブの経費は、会費による収入、補助金、寄付金、協賛金、その他収入をもってあてる。

（管理）

第１３条　クラブの経費は会計及び事務局が管理する。

（会計年度）

第１４条　クラブの会計年度は、毎年４月１日に開始し、翌年３月３１日に終了する。

**第８章　指導者、会員の責任**

（指導者の責任）

第１５条

（１）クラブに指導者を置くことができる。

（２）指導者は、役員会の承認を経て代表が委嘱する。

（３）指導者は、北九州市地域クラブの趣旨を理解するとともに青少年健全育成に対する熱意を有する者とし、教育委員会主催及びクラブが指定する研修会に参加しなければならない。

（４）指導者が万が一、本クラブの主旨に違反する行為などがあった場合は、役員会の承認をもって除名することができる。

（５）指導者が、万が一、クラブ活動以外の場で社会的に問題がある言動があった場合、本クラブは社会的な責任は負わない。

（６）指導者及びクラブは、会員の活動中の盗難に対して責任を負わない。しかし、傷害等の事故が発生した場合には、 緊急対応や情報交流等の適切な対応を行う。

（会員の責任）

第１６条　会員は、クラブの活動に際しては、クラブの会則等及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起こっても、クラブに対して一切損害賠償を請求しないものとする。

（保険の加入）

第１７条　会員は、○○○○保険に加入しなければならない。クラブは、その活動中の傷害については、○○○○保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。ただし、見守り等を行う保護者等の保険加入は任意とするが、未加入者の活動中の事故については、クラブは一切責任を負わない。

**第９章　活動場所及び活動日時**

（活動場所）

第１８条　クラブの活動拠点は「○○中学校　体育館（武道場・グラウンド）」とする。

（活動日時）

第１９条　クラブの活動は原則として土曜日又は日曜日の○○時○○分から○○時○○分までの３時間程度とする。

（２　平日の活動は、○曜日○○時○○分から○○時○○分までの中の２時間とする。）

３　警報発令時や中学校のテスト期間などは、活動は原則行わない。

**第１０章 細則**

（その他）

第２０条　この会則に定める他、クラブの円滑な運営を図るために必要な事項は、役員会の決議によって定める。

**附則**

本会則は令和〇年○月○日より施行する。